

特別養護老人ホーム「サンホーム」運営規程

この運営規程において、社会福祉法人太陽福祉会が開設する特別養護老人ホーム「サンホーム」（以下「事業所」という。）の適切な運営を確保するために、人員、設備及び運営に関する事項を定める。

（事業の目的）

第1条 要介護者に対し、適切な介護老人福祉施設サービス（以下「施設サービス」という。）を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所は、入居者一人ひとりの意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭において、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連續したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自立的な日常生活を営むことを支援するものとする。

2 事業所は、地域と家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保険医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

（事業所の名称）

第3条 事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 事業所の名称 特別養護老人ホーム サンホーム
- (2) 事業所の所在地 新潟県長岡市榆原784番地13

（入居者の定員、ユニットの数及びユニットごとの入居者の定員）

第4条 事業所の入居者の定員は110人とする。

2 居室は、全室個室とし、定員を1人とする。

3 事業所のユニットの数及びユニットごとの入居者の定員は、次のとおりとする。

- (1) ユニットの数 11ユニット
- (2) ユニットごとの入居者の定員 10人

（職員の職種、員数、及び職務内容）

第5条 事業所に勤務する職員（以下「職員」という。）の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1人（常勤）

職員の管理及び業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行うとともに、職員に県基準条例で定められている運営基準を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

- (2) 医師 1人以上（嘱託、併設の短期入所生活介護事業所と兼務）

入居者の健康管理及び療養上の指導を行うとともに、事業所の衛生管理等の指導を行う。

- (3) 生活相談員 1人以上（常勤）

入居者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう、

事業所内のサービスの調整、他の介護保険施設その他の保険医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との連携を行う。

(4) 看護職員 3人以上（常勤）

医師の診療補助及び医師の指示による入居者の看護、事業所の衛生管理等の業務を行う。

(5) 介護職員 37人以上（常勤）

入居者の介護、自立的な日常生活を営むために支援等の業務を行う。

(6) 機能訓練指導員 1人以上（常勤）

入居者が心身の状況等に応じて日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う。

(7) 栄養士又は管理栄養士 1人以上（常勤）

入居者の栄養や身体の状況及び嗜好を考慮した献立及び栄養指導を行うとともに、栄養管理関係書類の整備及び食品衛生法の定めるところによる衛生管理等を行う。

(8) 介護支援専門員 1人以上（常勤、専従）

入居者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題を分析し、適切な施設サービスが提供されるよう施設サービス計画の作成、計画の実施状況の把握及び評価を行うとともに、必要に応じて計画の変更を行う。

2 前項に定める者のほか、事業所の運営上、必要な職員を置くものとする。

(施設サービスの内容)

第6条 施設サービスの内容は、入浴、排泄、食事等の介護、食事の提供、相談及び援助、社会生活上の便宜の提供、その他日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話とし、サービスの提供に当っては、次の点に留意するものとする。

(1) 施設サービスは、入居者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自立的な日常生活を営むことができるようにするため、施設サービス計画に基づき、入居者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、入居者の日常生活を支援するものとする。

(2) 施設サービスは、各ユニットにおいて入居者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行うものとする。

(3) 施設サービスは、入居者のプライバシーの確保に配慮して行うものとする。

(4) 施設サービスは、入居者の自立した生活を支援することを基本として、入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら適切に行うものとする。

(5) 職員は、施設サービスの提供にあたっては、入居者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。

(6) 施設サービスの提供にあたっては、入居者又は他の入居者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行わないものとする。なお、緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(7) 事業所は、自らその提供する施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

のとする。

(利用料その他の費用の額)

第7条 サービスの利用料は、厚生労働大臣が定めた告示上の基準の額とし、事業所が法定代理受領サービスを提供した際には、各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

2 事業所は、前項の支払いを受ける額の他、次の各号に掲げる費用の支払いを受けることができる。

- (1) 食費 1,800円 (1日)
- (2) 居住費 2,006円 (1日)
- (3) 理容・美容料 実費
- (4) 日常生活費のうち、入居者が負担することが適當と認められる費用

3 前項第1項及び第2項に定める額の徴収に際しては、あらかじめ入居者又はその家族に対して当該サービスの内容及び費用について説明を行い、同意を得るものとする。ただし、第2項第1号及び第2号の費用についての説明及び同意は、文書により行うものとする。

4 第2項第1号及び第2号の定める額の変更や新たに費用の徴収が必要になった場合は、その都度入居者又はその家族に対して説明し、同意を得るものとする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第8条 事業所を利用する者は、次の事項に留意しなければならない。

- (1) 事業所を利用する者は、事業所内において政治活動、宗教活動を行ってはならない。
- (2) 事業所を利用する者は、事業所に危険物を持ち込んではならない。
- (3) 入居者は、この運営規程の定めるところにより、指導及び調査等に従わなければならぬ。
- (4) 入居者が外出、外泊をしようとするときは、あらかじめ外出、外泊届を提出し、管理者又は責任者の承認を得なければならない。
- (5) 入居者は、指定された居室を勝手に変更してはならない。
- (6) 入居者の所持金その他の貴重品は自己管理を原則とするが、管理しがたい場合については、管理者に申し出て保管を依頼することができる。
- (7) 事業所の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること、及び喧嘩、口論等で他の入居者に迷惑を及ぼすことはしてはならない。
- (8) 指定した場所以外で火気を用いることはしてはならない。

(非常災害対策)

第9条 事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、地域消防署等関係機関と協議を行い、火災、地震、水害、その他の非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するものとする。

2 管理者又は防火管理者は、非常災害その他緊急時に備え、防火教育を含む総合訓練、夜間訓練を地域消防署の協力を得たうえで、年2回以上実施する等入居者の安全に対して万

全を期すものとする。

3 管理者は、平常時の対応（必要品の備蓄など）、緊急時の対応、他施設及び地域との連携に関する業務継続計画を策定する。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第10条 施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を**3月に1回以上開催するとともに**、をその結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 虐待の防止のための指針を整備する。

(3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に開催するために研修計画を定める。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、再発の確実な防止策を講じるとともに、市町村へ報告する。

(衛生管理等)

第11条 事業所は、入居者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行うものとする。

2 事業所は、事業所内において感染症が発生し、又はまん延しないように次の措置を講ずるものとする。

(1) 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果を職員に周知徹底すること。

(2) 感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針を整備すること。

(3) 職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修を定期的に開催すること。

(4) 感染症又は食中毒の発生が疑われる際に速やかな対応を行うための体制の整備、地域の医療機関との連携、有症者等の状況及び有症者等に講じた措置等の記録、必要に応じて市町村及び保健所の指示を求める等により、まん延の防止に万全を期すこと。また、日頃から職員の健康管理を徹底し、職員や来訪者等の健康状態によっては入居者との接触を制限する等の措置を講ずるとともに、入居者及び職員に対して手洗いやうがいを励行する等衛生教育の徹底を図ること。

(秘密の保持)

第12条 職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 事業所は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講ずるものとする。

3 事業所は、居宅介護支援事業者等に対して、入居者に関する情報を提供する際には、あ

らかじめ文書により入居者の同意を得るものとする。

(苦情処理)

- 第13条** 事業所は、施設サービスに関する入居者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講ずるものとし、その概要を入居者及び家族に文書により説明するものとする。
- 2 事業所は、苦情を受け付けた場合には、苦情がサービスの質の向上を図る上で重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組みを自ら行うものとする。
- 3 事業所は、入居者又は家族からの苦情に対して市町村及び国民健康保険団体連合会が実施する調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合には必要な改善を行うものとする。
- 4 事業所は、苦情を申し立てた入居者に対していかなる差別的な取扱いを行わない。

(緊急時等の対応)

- 第14条** 職員は、施設サービスの提供中に入居者の病状の急変、その他の緊急事態等が生じたときには、あらかじめ施設の医師との連携方法その他緊急時等における対応方法を定めておくこととする。

(地域との連携)

- 第15条** 事業所は、地域住民又はボランティア団体との連携及び協力を図る等地域との交流を図るものとする。
- 2 事業所は、入居者からの苦情に関して市町村等が派遣する介護相談員を積極的に受け入れる等市町村との連携に努めるとともに、老人クラブ、婦人会その他住民の協力を得て市町村が実施する事業に協力するよう努めるものとする。

(事故発生時の対応)

- 第16条** 事業所は、施設サービスの提供による事故の発生又は再発を防止するため、次の措置を講ずるものとする。
- (1) 事故発生防止のための指針を整備すること。
- (2) 事故又は事故に至る危険性がある事態が発生した場合には、発生の事実及びその分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。
- (3) 事故発生防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。
- 2 事業所は、事故が発生した場合には、速やかに市町村及び入居者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った措置について記録しなければならない。
- 4 事業所は、施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(身体拘束廃止取組み内容)

- 第17条 事業所は、認知症等により、利用者又は、他の利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合についてのみ身体拘束を行うことがある。
- 2 身体拘束が必要な場合は、利用者又は家族に説明をし、同意を受けなければならない。
- 3 その様態及び時間、その際の利用者的心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- 4 施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。
- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

(職員の研修)

- 第18条 事業所は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとし、第10条第2項第3号及び第14条第1項第3号に規定する研修のほか、職員の資質向上を図るための研究、研修の機会を設け、また、適切かつ効率的に施設サービスを提供できるよう、職員の勤務体制を整備するものとする。

- 2 事業所は、職員の研修を次のとおり実施するものとする。
- (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内に実施
- (2) 継続研修 年1回以上実施

(記録の整備)

- 第19条 事業所は、従業者、設備及び会計に関する諸記録を整備しなければならない。
- 2 事業者は、利用者に対するサービスの提供に係る諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。

(掲示)

- 第20条 事業所内の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資する重要事項を掲示します。

(協力医療機関等)

- 第21条 事業所は、入院等の治療を必要とする入所者のために、あらかじめ協力医療機関を定めておきます。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止)

第22条 事業所及び従業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対して、要介護被保険者に当事業所を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与しません。

2 事業所及び従業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者から、当事業所からの退所者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受しません。

(暴力団等の排除)

第23条 事業所は、その運営について、新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第3条に規定する基本理念にのっとり、同条例第2条第1号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団員等による不当な行為を防止し、及びこれにより生じた不当な影響を排除しなければならない。

第24条 施設長は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(その他)

第25条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業所と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとします。

附 則

この規程は、平成16年9月1日から実施する。

附 則

この規程は、平成17年10月1日から実施する。

ただし、第3条の改正規程は平成18年1月1日から実施する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から実施する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から実施する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から実施する。

附 則

この附則は、平成30年11月1日から実施する。

附則

この附則は、令和元年10月1日から実施する。

附則

この規程は、令和5年4月1日から実施する。

附則

この規程は、令和6年4月1日から実施する。

